

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

東京聖栄大学

基準項目 4 - 1 について

①改善を要する点の内容

学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きが、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。